

感染拡大予防にかかる標準的対策

【商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)】

令和2年5月

大 阪 府

目 次

1.はじめに	P.1
2.各業種に共通する基本的事項	
2-1.人ととの距離：3密(密閉、密集、密接)の回避	P.1
2-2.症状のある方の入場制限	P.1
2-3.消毒等	P.1
2-4.トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)	P.2
2-5.休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)	P.2
2-6.ごみの廃棄	P.2
2-7.清掃・消毒	P.2
2-8.その他	P.2
3.業態による感染拡大を予防するための措置	P.2

1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるなどを評価する。
- 参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
 - エアロゾル（空気中に漂う微粒子）中では3時間以上
 - 銅の表面では4時間まで
 - 厚紙（段ボール）の表面では24時間後まで
 - ステンレススチール表面では48時間後まで
 - プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

2. 各業種に共通する基本的事項

2-1. 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・人と人の接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。
また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- ・感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)
- ・マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・キャッシュレスの推進
- ・店に府が導入する「大阪コロナ追跡システム」のQRコードを掲示するとともに、顧客に対し、QRコードへの入力要請を行うこと(別紙参照)

2-2. 症状のある方の入場制限

- ・入場時の体温チェックの実施
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること。
また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限することも考えられる
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる

2-3. 消毒等

- ・入口及び施設内の手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)の設置
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
- ・手や口が触れるようなもの(カップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する

- ・他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

2-4. トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・便器内は通常の清掃で良い
- ・不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしごり等を準備する

2-5. 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ・屋内の喫煙ルームの原則使用禁止

2-6. ごみの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う

2-7. 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い

2-8. その他

- ・高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

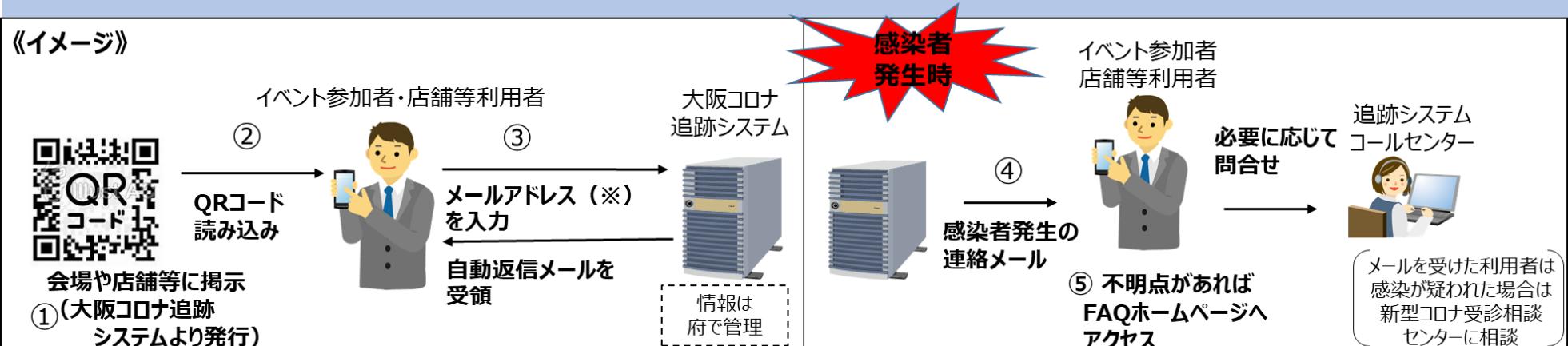
3. 業態による感染拡大を予防するための措置

- ・店内等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に（最小1m））が確保されること
- ・レジ等で間隔（できるだけ2mを目安に（最小1m））を空ける（床に印をつける等）
- ・従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・適切な消毒や換気が行われること
- ・混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

大阪コロナ追跡システム

自粛・休業要請を解除した後、**不特定多数**の人が集まるイベントや店舗・集客施設等において感染者が発生した時に備え、QRコードを活用して、大阪府がイベント参加者や店舗等利用者の連絡先を把握し、感染者発生時に迅速に連絡を行うことによって、感染拡大を防ぐためのシステムを構築する。

《イメージ》



QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です

※ 名前、住所、電話番号、行動履歴（GPS位置情報等）等は取得しない。
メールアドレスは、コロナ感染収束後にはシステムから削除される。

- ①イベント主催者・店舗等は、大阪府のHPからQRコードを取得し、印刷して会場・店舗等の入り口等に掲示。
- ②イベント参加者・店舗等利用者は、会場・店舗等でQRコードを読み込む。
- ③大阪コロナ追跡システムにアクセスして、メールアドレスを登録する。すぐに登録確認メールが自動返信される。
- ④感染者から登録アドレスの提供を受け、QRコードを読み込んだ会場・店舗等の登録アドレスにメールにて一斉に通知する。
- ⑤不明点がある場合は、通知メールに記載のFAQホームページへアクセスする。